



令和 7 年 6 月 11 日
北 陸 財 務 局

「飯田港共同店舗事業協同組合」発行の商品券をお持ちの方へ

「飯田港共同店舗事業協同組合」は、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）に基づく第三者型発行者として、商品券の発行業務を行っていましたが、令和 7 年 6 月 2 日付けで金沢地方裁判所輪島支部より破産手続きの開始決定を受けました。

同組合は、資金決済法に基づく発行保証金の供託義務が及ばない発行者に該当するため、同組合の商品券は、発行保証金の還付手続きの対象とはなりません。

したがって、同組合が発行した商品券の今後の取扱いについては、破産手続きによることとなりますので、詳しくは下記の破産管財人へご照会ください。

○破産管財人連絡先

〒926-0805 石川県七尾市亀山町 3—1

弁護士法人出口法律事務所 七尾事務所

弁護士 宮崎 昇一郎 TEL : 0767-52-0008 FAX : 0767-52-0550

資金決済法に関してご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

北陸財務局理財部金融監督第三課

電話 : 076-292-7854（直通）